

# CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2024 APR (Vol.83)

## CONTENTS

海外拠点ニュース タイの物価調査.....	2
株式会社中国銀行 バンコク駐在員事務所	
新興国ニュース 第 83 回 海外最新ビジネス情報 .....	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
ベトナムのいまとみらい <第 10 回>	
ベトナムの不動産事情 ～壮大な不動産開発プロジェクトを体感してみませんか～ .....	7
みらいコンサルティンググループ Nippon MIRAI Company Limited	
Hanoi Office Branch Director 社会保険労務士 山本 真佑氏	
【タイ法令最新情報】 .....	9
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
インドネシアにおける現物支給～企業に影響する税金の比較可能性～ .....	11
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
サービス税 .....	14
KATO BUSINESS ADVISORY (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
Managing Director 加藤 芳之 日本国公認会計士	
オクトパスカードと地下鉄 (MTR) の歴史 .....	16
香港マイツビジネスコンサルティング	
～日本語で読める韓国「最新経済情勢」「最新人事・労務・労働市場情報」	
「新規進出企業のためになる情報」～ 【直近 5 年間の韓国の FDI の動向】 .....	18
スターシア (マイツグループ中国・アジア進出支援機構支援メンバー) 公認会計士 申原 侑祐氏	
2023 年度個人所得税の確定申告の説明 ～外国籍駐在員に確定申告を要するケースは限定的ながら、	
(中国籍等には) 専項附加控除額の増額などの変更もあり～ .....	20
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長	
米国公認会計士 古谷 純子氏	

株式会社 中国銀行	
岡山県岡山市北区丸の内 1-15-20	
TEL : 086-234-6539	
香港支店	cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール支店	cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所	cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所	cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所	cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

## 海外拠点ニュース

### タイの物価調査

株式会社中国銀行 バンコク駐在員事務所

皆様お世話になります。中国銀行バンコク駐在員事務所の大槓です。日本もアフターコロナ以降、タイに出張に来られるお客様や行員の方が増えてきました。中国銀行バンコク駐在員事務所として日本から来た方のアテンドをさせていただける機会も多くありますが、皆様がよく驚かれることの一つに「タイの物価がイメージより高い」ということがあります。タイは発展途上国から中進国にシフトしていますが、いまだに「タイは物価が安い」、「タイ人の給与は安い」と発展途上国の頃のようなイメージが強いため余計に驚きは大きいかもしれません。

今回は皆様に日本人駐在員の私が見たタイのリアルな物価をお伝えできればと思い調査を行いました。

まずは日本でもお馴染みのツルハドラッグに行ってみました。ツルハドラッグは日系薬局ということもあり日本製品が充実しています。私のような駐在員には心強い存在です。



まず目に入ってきたのはこちらの化粧水です。ビタミンCで有名なメラノCCの化粧水。愛用されている方も多いのではないのでしょうか。日本では990円程度で売られて



いることが多いと思いますが、タイで買う場合は日本の約2倍である480THB(約2,000円)です。日本からタイに運ぶコストも必要になりますので仕方がない面はありますが、日本のような手軽さはないように感じます。

こちらは日本で2,000円~2,500円程度で販売されている日焼け止めクリーム。タイでは値引き前の価格が950THB(約4,000円)と約2倍。タイの気候は一年中夏で日差しも厳しいため日焼け止めは必須です。ちなみに私はタイ製の安い日焼け止め(約1,000円)を使っています。



続いてこちらの歯磨き粉は値引き前の価格が158THB(約660円)。日本ではスタンダードな歯磨き粉ですが、非常に高価に感じますね。



ツルハドラッグの次は日本人駐在員、駐妻が必ず利用しているフジスーパーで調査を行いました。こちらのスーパーは日本の食材が豊富においてあり、行けば必ず知り合いに一人は会うのではないかとはいくらくらい日本人だらけです。





ペヤングの大盛が 165THB (約 700 円)、私の長女 (7 歳) が好きなペコちゃんのチョコレートが 48THB(約 200 円)、おーいお茶の 2L が 150THB (約 630 円) と私の感覚では全く手が出ないような価格でした。

余談ですが、食べ盛りの私の長男 (12 歳) がペヤングを食べたいと妻にお願いしたところ高すぎるからダメと即却下されていました。



以上、簡単ではありますが、タイ国内での身近な日本製品の物価をお伝えさせていただきました。皆様はこの物価を見てどう感じられましたか。タイの商品を買えばもう少し安く生活することは可能ですが、日本人で全てをタイ製品、タイ料理で賄っているというケースは稀だと思いますので、タイは日本以上に生活費がかかるというのが実態だと思います。皆様もタイに来ていただける機会がありましたら是非日本との違いを感じてみてください。

以上

バンコク駐在員事務所

所在地：

689 Bhiraj Tower at Em Quartier  
Room no.1901-UnitA, 19th Floor,  
Sukhumvit Road, Klongton-nue,  
Wattana, Bangkok 10110, Thailand

TEL : +66-2-261-2676

FAX : +66-2-261-2677

## 新興国ニュース

### 第 83 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はタイ、インド、ベトナムの最新情報をお届けいたします。  
ぜひご一読ください。

#### ～タイ～

##### ■ タイ政府によるビジネス円滑化のための法改正の推進

昨年 12 月、首相顧問のトントン・チャンドランズ氏は、政府がビジネスを円滑にするための法令改正委員会を設置し、同氏が委員長を務めることを明らかにしました。

同委員会は主に 4 つの問題に優先的に取り組むこと、またそれぞれの問題を所掌する小委員会を設置したことを公表しました。

1. 出入国管理：外国人事業法および外国人労働者のための労働法に関連する法律を改正し、労働許可証の発行、90 日レポートの提出などについて、手続きの円滑化や制度改善を図ること。

2. スーパー・ライセンス・システムの開発：レストラン経営、小規模ホテル経営、撮影許可（タイで外国映画を撮影する場合）などの事業に焦点を当て、それぞれ 1 つのライセンスを取得すれば業務が可能になるようにすること。

3. 国際貿易の支援：商品の積み替え検査の負担を軽減するなど、輸出入における事業者に対する様々な制限の削減や手続きの短縮を図ること。加えて、見本市・展示会（MICE）向け商品の輸出入許可手続きをより円滑にすべく制度を改善図ること。

4. 事業活動におけるクリーンエネルギーの利用を促進するための法改正を行うこと。

トントン氏はこうした制度改善について、タイの欧州商工会議所および米国商工会議所との協議

今後更に行われ、2024 年 1 月末までには、それぞれの取り組みについて、明確なタイムラインが設定される予定とのことを明らかにしました。

##### ■ 外国人入国料の導入を無期延期へ

タイ字紙マティションなどによると、タイ観光・スポーツ省は 12 月 21 日（木）、タイに入国する外国人から徴収する予定の「入国手数料」の導入を無期延期すると明らかにしました。

入国手数料は前政権が今年 2 月の閣議で導入を決めており、「外国人がタイに入国する際に、空路の場合は 1 回 300 バーツ、陸路・海路は 150 バーツを徴収する。ただし、外交旅券、公用旅券、ワークパーミット（労働許可証）の所持者は支払いを免除する」ものとのことでした。

当初は 2023 年 6 月頃に導入予定でしたが、5 月の総選挙で政権が交代したこともあり、導入が先送りされていました。

スダーワン観光・スポーツ相は導入延期について、「多額ではないが、外国人旅行者の心理に影響を与える可能性がある」と指摘。廃止ではないとしたものの具体的な導入時期は明らかにしませんでした。

#### ～インド～

##### ■ 入関税に伴う物品の変動

インド財務省は 1 月 22 日、一部の貴金属に対する輸入関税と目的税を合わせて 15% 程度にまで引き上げると発表しました。（Notification No. 05/2024）

金や銀を使用したフックやピンなどの貴金属留め具部品、貴金属でできたコイン、貴金属を含む廃触媒や灰などが対象となります。

基本税の 10% に加え AIDC（農業インフラ・開発目的税）は金・銀を使用した貴金属留め具部品は 5%、貴金属のコインは 5% となっています。

また一部輸入関税の引き下げにより、恩恵を受ける企業がアップルなどの携帯電話を製造する会社です。

インド財務省は1月30日、輸入関税を15%から10%に引き下げると発表しました。

(Notification No. 09/2024)

バッテリーカバーやメインカメラのレンズ、背面のカバー、プラスチックや金属の機械部品、GSMアンテナなどが関税引き下げの対象になります。

今回の輸入関税政策は輸入に頼る貴金属の抑制と内国需要の創出という観点での取り組みであることが分かります。いずれにしてもインドの貿易赤字からの脱却がキーワードになると推測されます。

### ■2024年度の暫定予算

ニルマラ・シタラマン財務相は2月1日に2024年度の予算演説を行いました。

演説内容はインフラ開発、農業支援、グリーン成長の促進、経済成長の促進の重点を置かれました。

その中で前回の予算(2023年の予算)で政府は、自由化送金制度(LRS)に基づく海外送金と、金額が70万ルピーを超える海外ツアーパッケージの予約に対する源泉徴収税(TCS)レートを5%から20%に引き上げると発表しました

(F.No. 370142/23/2023-TPL)

TCSの税率変更の件は2023年の予算発表以降でも度々話に挙がりましたが、実際には所得税法には組み込まれていませんでした。

今回の暫定予算では、海外送金に対するTCS税率の引き上げを所得税法に正式に組み込む方向で今後議会の承認後発行される予定となります。

## ～ベトナム～

### ■WP(ワークパーミット)の新規則に関して

2024年1月1日よりWPの新規則(No. 70/2023/ND-CP)が施行されています。

それにより、これまでWPのステップが1つ増え、合計3ステップとなります。

従来のステップ1の前段階のステップが追加された形です。従来のステップ1・ステップ2は、新規制ではステップ2・ステップ3となり、大きな変更点はありません。

追加されたステップに関して新規則No. 70/2023/ND-CPでは一部下記のように述べています。

「2024年1月1日より、外国人労働者の採用が予定されている職種へのベトナム人労働者の採用発表は、労働・戦傷病兵・社会省(雇用局)の電子情報ポータルで行われる。」

つまり、まず外国人労働者が予定されている職種へベトナム人労働者の採用状況の内容を申請書にて政府のシステムへアップデートをする必要があります。

また申請書のアップデートは外国人労働者を採用する予定日の15日前までに政府へ提出する必要があります。

これによりステップ1では、実際の採用の募集要項やその結果を反映させた申請書をオンラインで申請するステップとなります。

従来の規制であればベトナム人の雇用を守る政府の指針はありましたが、実務上は説明のみで申請が通っていました。

今回の規制では、実際にベトナム人の雇用を採用ステップの証拠の提示を求められるため、従来ベトナム人スタッフの雇用の保全が見受けられません。

ステップが追加されたことにより、WP 取得に要する日数は従来多くかかり、取得難易度も高くなることが予想されます。

というのも実務上、2023 年 12 月あたりから、段階的にこの新制度に移行してきている状況の中で当局より追加の説明や書類を求められることが多く、リジェクトされるケースが多いためです。24 年以降 WP 取得を試みる方は、専門家のアドバイスを受けながら進めていくことを推奨します。

以上

#### 株式会社東京コンサルティングファーム

---

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

## ベトナムのいまとみらい

### <第10回>

#### ベトナムの不動産事情

#### ～壮大な不動産開発プロジェクトを体感してみませんか～

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

Hanoi Office Branch Director

社会保険労務士 山本 真佑氏

日本では、4月末からゴールデンウィークが始まりますね。ベトナムにもゴールデンウィークはありますが、2024年は、4月30日（火）南部解放記念日と、5月1日（水）の2日のため、日本に比べると長くありません。それでも、日本と同様に、この時期は旅行客でベトナム各地がにぎわいます。



そんなベトナムで、ゴールデンウィークに出かけなくても楽しめる、住んでいるだけ

で楽しいスポットの一つとして、壮大な不動産開発がおこなわれている地区をご紹介します。

それは、2023年12月にオープンしたばかりの、ビンホームズオーシャンパーク 2 —THE EMPIRE です。これはベトナムの2大不動産デベロッパーの一つ、ビンホームズが手掛けるハノイ郊外の壮大な不動産開発プロジェクト



の一つで、多様な施設と豊かな自然環境を融合するユニークなコンセプトのもと建設されました。



ハノイから車で1時間程度ですが、今後の都市拡張計画が進むことにより、より首都圏にアクセスしやすい好立地になることが期待されています。全体は高層マンションエリアと戸建てエ

リアの2つの主要区画にわかれており、さらに戸建てエリアは8つの区画に細分化されています。これらの区画はそれぞれ異なるテーマを持ち、たとえば「キンドアンサン区画」はパリをモデルにした壮大なデザインが特徴であったり、「サンホ区画」はヨーロッパスタイルの建物が建ち並びます。

他の区画では、アメリカのトロピカルガーデンスタイルやハワイの楽園をモデルにしたデザイン、日本風



建築、中華風建築等が採用されており、実際に見てみると、統一された外観、テーマとその規格外の規模に驚かされます。

また、様々な施設が整備されていて、ビンコムメガモール、5つ星基準のビンメック国際総合病院もあります。教育施設も充実しており、ビン幼稚園やビンスクール、さらに国際競技基準の運動場や子供の遊び場、屋外体育館、公園などが併設されています。



中でも、中心部にあ  
るエリアは、さなが  
らテーマパークの  
ような雰囲気、毎  
日見応えのあるシ  
ョーが開催されま  
す。また、ゴンドラ  
に乗って人工河川  
を縦断することも

できますし、アトラクションで遊ぶこともでき  
ます。

そう、この街の住民は、テーマパークの中で生  
活するような感覚を味わうことができます。  
日本にはあまりない都市づくりが進められており、  
そのスケール、パワーに圧倒されること間違いな  
しで、ベトナムの一企業が開発する凄まじい不動  
産プロジェクトを体感するには、もってこいの場  
所だと思います。

実は、近年ベトナムでは大型の不動産開発が各地  
でおこなわれており、今回ご紹介したビンホーム  
ズともう1社ノブランドという2大不動産デベロ  
ッパーのみならず、日本の不動産デベロッパーも  
多く参入しています。

ベトナムにお越しの際は、こうした今の勢いをぜ  
ひ体感してみてください。

#### ◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム ハノイ支店  
9th Floor, VIT Tower, 519 Kim Ma Street,  
Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

山本 真佑

Shinsuke Yamamoto

[yamamoto-s@miraic.jp](mailto:yamamoto-s@miraic.jp)

<https://miraic-global.jp/>

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナム  
でのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタ  
ントが日越両国拠点からご支援します。市場調  
査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベト  
ナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日  
系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地  
法人への日本親会社からの内部統制など、あら  
ゆる課題におこたえします。



## 【タイ法令最新情報】

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP)  
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) 法務部より「2010年(B.E.2553)在宅労働者保護法」お届け致します。

2023年(B.E.2566)労働者保護法第8版において、従業員のリモートワークに関する合意締結について新たに定められた第23/1項が追加されたが、今回は、類似した法律「2010年在宅労働者保護法」について取り上げる。

2010年在宅労働者保護法は、会社事業所の外における製造または組み立てを行う請負在宅労働者の保護、作業場における公平性および安全性の維持を目的とし施行された。この二つの法律は、会社事業所以外における業務（在宅ワーク）について定めているため、2010年在宅労働者保護法に代わり2023年労働者保護法第8版第23/1項が適用となるか混乱を招くようにみえるが、これらの法律で定める雇用形態は異なり、次のように要約できる。

### 合意に基づく業務内容

2010年在宅労働者保護法では、在宅労働について、雇用主の事業所外において製造、組み立て、またはその他の作業を行う工業産業労働と定義し、省令により在宅労働を禁止されている作業についても以下のとおり定められている。

- 1) タイ危険物質管理法で定める危険物質を取り扱う作業
- 2) 危険となりうる振動を伴う道具または機械を使う作業

- 3) 危険となりうる高温又は低温に伴う作業
- 4) 健康、安全、または、周辺環境に影響を及ぼす可能性のあるその他の作業

これとは対照的に、2023年労働者保護法第8版第23/1項は、リモートワークとして合意した業務および情報技術を活用し従業員の利便性を保ち行うことに合意した作業について定めているため、特に工業産業労働に限定せず、一般雇用の正式な業務について規定している。

### 契約内容及びリモートワーク勤務の雇用主と労働者の権利と義務

2010年在宅労働者保護法では、雇用主が在宅勤務の労働者を雇う場合は少なくとも以下の詳細を契約書へ明記するべき最低限の要項として定めている。

- 1) 在宅労働者の氏名、住所、性別、および年齢
- 2) 雇用主の氏名と住所
- 3) 在宅労働者が受け取る報酬率、報酬額、算定方法、報酬からの控除額、および在宅労働のための保証金の額
- 4) 業務の種類、量、および金額
- 5) 業務開始日および完了日
- 6) 完了した業務の雇用主への納期および在宅労働者への報酬支払日
- 7) 雇用主と在宅労働者の自筆サイン

この法律では、契約期間内に業務を完了できない場合は、在宅労働者が納期の延長を要求する権利を認めるとともに、雇用主もその要求を拒否し他に任せる権利を定めている。ただし、在宅労働者の過失に起因するものを除き、雇用主による契約破棄は禁じられている。

在宅労働者が死亡または業務継続が不可能となった場合、業務の本質が在宅労働者の知識と能力に依存する作業については、雇用主は成果物を引き受け(作業が完了していない場合においても)成果に応じた報酬を支払うことを義務付けている。

このように、2010年在宅労働者保護法で定められた契約の詳細は、より納期と報酬に重点をおいており、2023年労働者保護法第8版第23/1項において定められた労働時間の明確性や勤怠管理に関する合意事項とは異なっている。また、2023年労働者保護法第8版第23/1項に基づく雇用主と従業員の間の合意は、他の法令に違反または矛盾しない内容でなければならない。

### 備品の提供

2010年在宅労働者保護法では、雇用主が、在宅労働者、地域社会および近隣環境に有害な可能性のある原材料または設備を調達・納品することを禁止し、その危険情報について在宅労働者への通知を義務付けている。また、雇用主が作業場所に適切な安全保護設備を提供する義務も含まれ、在宅労働者の故意または重大な過失によるものを除き、雇用主の責任として調達または納品した原材料、設備、および物品を使用した業務から生じた危険、疾病、障害または死亡に見舞われた場合は、雇用主が医療費、リハビリテーション費、葬儀費用を負担することを義務付けている。

一方、2023年労働者保護法第8版第23/1項では、労働に必要な備品や機器の調達、並びに経費負担者についての義務や指定はなく、雇用主と従業員の契約において明確に合意することが定められている。

以上のことから、2010年在宅労働者保護法における在宅労働者と雇用主の法的関係は、雇用主と従業員による合意のもとにおこなうリモートワークとは性質が異なる。それぞれ異なる雇用形態において、諸条件に基づく法律のもと、雇用契約書または雇用に関する文書を作成する必要がある。

以上

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

---

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,  
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok  
10110

【Mail】 [info@aapth.com](mailto:info@aapth.com)

【URL】 <http://www.aapth.com>

## インドネシアにおける現物支給～企業に 影響する税金の比較可能性～

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)  
榮 颯馬氏

インドネシアにおける会社から従業員への現物支給は、給与体系の一環として広く行われています。これは従業員にとって魅力的な福利厚生の一形態であり、企業にとっても人材の獲得と維持に役立つ手段の一つです。しかしながら、これらの現物支給は税金にも影響を及ぼす重要な要素です。本稿では、インドネシアでの従業員に対する現物支給に関して、税務上の取り扱いに触れながらご紹介いたします。

### ○現物支給とは

まず、現物支給が具体的に何を指すのかを明確にしておきましょう。現物支給とは、従業員に現金以外の形で支給される福利厚生や報酬のことです。これには様々なものが含まれますが、よく見られるのは住宅手当、医療保険、社用車の貸与、食事や交通費の補助などがあります。また、時には製品やサービスの割引特典や無料提供も含まれることがあります。

インドネシアにおける現物支給は、従業員にとっては直接的な利益となります。たとえば、住宅手当は生活費の一部をカバーし、医療保険は健康を維持するための貴重な支援となります。一方、企業にとっても、従業員に対する現物支給は労働者の満足度や生産性向上に繋がる可能性があります。そのため、現物支給は単なるコストではなく、投資としても考えられるのです。

### ○現物支給の税務上の取り扱い

しかしながら、現物支給は税金の観点からも注意が必要です。インドネシアの税法では、現物支給も従業員の所得の一部と見なされ、適切に課税されます。具体的には、従業員が受け取った現物支給の価値は、その従業員の課税所得に加算されます。これにより、従業員は所得

税の対象となり、その価値に応じて税金を納める必要があります。大まかなルールとして従業員の課税所得に加算されるというのは、日本の税法と同じだと言えます。しかし、細かいルールには様々な違いがあり、例えば、日本では従業員の食事代の現物支給価額に各都道府県で差があることや、従業員に社宅や社員寮を貸与する場合、賃借料相当額の金額を企業に支払っていれば非課税になる等、インドネシアでの税法とは違う点がかなり多く見受けられることも事実です。

### ○インドネシア税法での取り扱い

2024年3月時点でのインドネシア税法上の現物支給の取り扱いについて、下記のような特徴が挙げられます。

#### 1. 一定金額の損金算入容認

インドネシアでは、従業員に対して何かしらの現物支給を行っている場合、従業員1人当たり毎月Rp.2,000,000、年間でRp.24,000,000（日本円で約23万円）までは税務上の損金算入が認められています。つまり、従業員一人当たり、年間約23万円は非課税の会社の費用として計上できるようになります。

#### 2. 所得税控除の必要性

従業員に対しての現物支給は現金以外の賃金として認められており、インドネシアでは住宅費や個人の食事代等は所得税を控除することで現物支給として認められます。仮に従業員の住宅費を会社が負担しており、所得税を控除せずに支払っていた場合、従業員の賃金ではなく会社の賃料となり、税務上は事業活動に関係のない費用として損金不算入となります。逆に言えば、広い意味での従業員の収入となる費用は、所得税（PPh21）を控除し納税することで、現物支給として認められるという仕組みになっています。

## ○法人税と個人所得税

インドネシアにおいて事業活動を行っている日系企業の多くは、従業員の個人所得税を企業が負担しています。日本ではあまり聞かない話ですが、理由はともあれ、それが一般的な考え方となっています。まず、インドネシアに進出する際にはこの個人所得税に関する取り決めを従業員との間できちんとしておくべきだ。というのが最善のスタートかと思われまます。仮に企業が従業員の個人所得税を負担する場合、納税額をできるだけ抑えたいというのは当たり前のことです。現物支給にフォーカスした際、上記の所得税控除の説明にもあるように、取り扱いによって個人所得税 (PPh21) がかかるのか、法人税 (PPh29) がかかるのかの2択になります。住宅費を例に、どちらの方が納税額を抑えられるのか見てみましょう。

インドネシアの個人所得税は累進課税であり、**2024年3月現在**は以下の計算方式が用いられています。

- 
1. 年収 **60** 百万ルピアまで : **5%**
  2. 年収 **60** 百万ルピア超え **250** 百万ルピアまで : **15%**
  3. 年収 **250** 百万ルピア超え **500** 百万ルピアまで : **25%**
  4. 年収 **500** 百万ルピア超え **5000** 百万ルピアまで : **30%**
  5. 年収 **5000** 百万ルピア超え : **35%**
- 

これに対し法人税率は以下の通りです。

---

法人税率 : **22%**

年間売上高 **500** 億ルピアまでの小企業の場合、**48** 億ルピアまでの課税所得に対して、法人税率 **11%**

---

以上の二つを踏まえると、年収が **250** 百万ルピアを超えている場合は、基本的に法人税の税率の方が低くなるのが分かります。また、年間売上高が **500** 億ルピア以下で、従業員の住宅費用を損金否認したうえで課税所得が **48** 億ルピア以下の場合は、従業員の年収が **60** 百万ルピアを超えている時点で法人税の税率の方が低くなるのが分かります。

現実的に日本企業の従業員がインドネシアに赴いて働く際に、年収が **250** 百万ルピアになることは稀なケースかと思われまます。企業や従業員の収入に依るのは勿論ですが、会社が個人所得税を負担する場合は、ほとんどの場合、個人所得税を控除せずに法人税に含めて支払った方が節税になると考えられます。



## 〇まとめ

最後に、従業員と企業の両方にとって、現物支給は給与体系の重要な要素であり、労働者の満足度や企業の競争力向上に貢献します。しかし、その一方で、税金の影響を適切に理解し、適切な措置を講じることが重要です。税法は日本を一步出れば、今までの当たり前が通用しなくなるものです。また、インドネシアの税法は頻繁に改正が行われており、本稿で述べた現物支給に関しましても、この約二年間だけでもルールにかなり変更が加えられています。このような法改正による費用や損金の取り扱いについては、我々のような専門家の意見を聞くことは大前提であり、その上で理解を深め、第二のマーケットプレイスとして付き合っていくことが重要だと考えられます。

### ◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3

Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan

12950

Eメール：[so-sakae@bn-asia.com](mailto:so-sakae@bn-asia.com)

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

## サービス税

KATO BUSINESS ADVISORY (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director 加藤 芳之 日本国公認会計士

### <ポイント>

- サービス税率引き上げ開始・6%から8%へ
- 突如、メンテナンスや修理が課税対象に

### <サービス税>

N子: 加藤さん、本日は2024バジェット関連ですが、先日開始されたサービス税率引き上げのお話をお願いしても良いですか?

加藤: タイムリーな話題ですね。了解しました。

N子: サービス税は2018年の政権交代に伴い廃止されたGSTに代わって導入されたものですね?

加藤: そうですね。マハティールさんが、ご高齢で出馬されて勝利した際、GSTを廃止してSST(売上税及びサービス税)を導入しました。まあ、もっと古い話をすると、GST導入以前にも売上税とサービス税はあったんですけどね。

N子: あ、そうなんですね。

加藤: はい。ただ2018年導入時に新しい法律になっていますので、現在は新SSTですね。

N子: なるほど。加藤さんは従来から、サービス税は税制として良くないと言われてますが。

加藤: そうですね。政治家が課税対象を決める際、忖意が入るのが問題かなと。GSTは広く全てにかけますから(もちろん例外的に非課税はあるが)、忖意が入りにくいんですよね。忖意があると、どうしても不正の温床になりますから。ただ、私個人的には、GSTや消費税に全面的に賛成してる訳ではないんですよ。きょう日、商社さんでもなかなか数%の口銭を得られる商売なんてないのに、国民全ての取引から6%とか10%も国が口銭取るっておかしいでしょう。

N子: 本当ですよ。また、今回はすごくドタバタな印象でしたが。。。昨年10月に発表された増税が、ぎりぎりの3月22日まで官報公示されなかった訳ですから。遅いんですよね?

加藤: 遅いでしょう。しかも、メンテナンス・修理サービスについては、事前アナウンス無く、突如課税対象に組み込まれ、しかも3月1日ではなく2月26日施行ですからね。

N子: それなりに準備時間もかかりますよね?

加藤: サービス税をお客さんから徴収するためには、サービス税ライセンスを取得する必要があります。まあ、ライセンス取得には時間はかからないんですが、会社によってはインボイス発行を手作業ではなく、システムで出力しているケースも多いと思うので、準備期間が短すぎると思います。

N子: そうですね。

加藤: はい。話を戻しますと、3月1日からサービス税率が引き上げられ、6%から8%になりました。また、新たに物流サービス、カラオケサービス、金融以外の仲介・引受サービス、メンテナンス・修理サービスが課税対象になりました。突如組み込まれたメンテナンス・修理サービスのうち課税除外となるのは、住宅用建物の維持管理に関するサービスと、管理組合による建物のメンテナンスサービスのみです。

N子: なるほど。

加藤: また、通信、駐車料金、飲食は税率6%、クレジットカードとチャージカードの発行手数料は年間25リングで据え置かれます。

N子: はい。

加藤: 物流サービスについても、税率が6%となります。年間売上高が50万リング以上の事業者が対象で、輸出入、飲食業者による飲食物の配送は対象外です。

N子: なるほど。

加藤: また、施行日前後の取り扱いですが、適用されるサービス税率はサービス提供日に基づきます。つまり2024年3月1日以前は6%、3月1日以降は8%です。



2024年3月1日をまたいで提供されるサービスは、適正に配分する必要があります。また、2024年3月1日以降に提供されるサービスについて、3月1日以前に入金があった場合は、例外的に6%の税率が適用されます。

N子：有難うございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名（2020年11月時点）

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務DD対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

—お問い合わせ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

[Kato@kato.com.my](mailto:Kato@kato.com.my)

携帯：+60-12-371-0369

## オクトパスカードと地下鉄 (MTR) の歴史

香港マイツビジネスコンサルティング

香港での生活に必要なオクトパスカード（八達通）がさらに便利になります。オクトパスカード社は、中国本土 320 都市の公共交通機関で使うことができる新しいオクトパスカードを 3 月末までに発売すると発表しました。新しいオクトパスカードは香港の地下鉄 (MTR) の各駅で購入することができ、香港ドルでチャージして、香港内だけでなく中国本土でも使用できるようになります。中国での利用分は自動で人民元に換算され引き落とされます。

今でこそ日本でも電子決済、交通系 IC カードは日常生活の一部になっていますが、香港がオクトパスカードを導入したのは、なんと香港返還後すぐの 1997 年 9 月でした。ソニーが 1988 年に開発を開始した非接触型 IC カード規格「Felica」を、世界で初めて採用したのです。

オクトパスカードの登場により細かい小銭を用意する必要がなくなりました。オクトパスカードで支払う方が、現金で乗車切符を買うよりも割引になることもあります。香港内の地下鉄 (MTR) はもちろん、バス、ミニバス、香港島のトラム、ピークトラム、元朗などを走るライトレール、各種フェリー、ゴンピン 360° のケーブルカーなど、香港にあるほとんどの交通機関で利用できます。そして電子マネーとしてもコンビニ、飲食店、自販機など、あらゆる場所で決済ができます。オクトパスカードには認証の用途もあり、オフィスやマンションのセキュリティキーとして、あるいは学校での出席記録、会社での入社記録としても使われています。オクトパスカードには子ども、成人、高齢者の 3 種類がありますが、他にパーソナライズドカードという個人情報が入るカードもあり、名前、必要であれば写真が印刷されます。年齢情報が記録されており学生カードとすることもできます。

さて、公共交通機関が発達している香港は移動手段が豊富で魅力的です。香港の面積は約 1,100 平方 km で東京都のおよそ半分ほどの大きさですが、その面積の多くは山地が占めているため、人口およそ 730 万人が市街地に密集しています。そのため香港は世界的に人口密度が非常に高い都市として知られています。そんな市民の重要な足となっている公共交通機関の歴史を辿ってみましょう。

### <地下鉄(MTR)>

香港の地下鉄 (MTR) は 1979 年 10 月、観塘線の観塘駅～石硤尾駅間から開通しました。香港が返還された 1997 年の頃には、現在も MTR のメイン路線とも言える緑の「観塘線」、赤の「荃灣線」、青の「港島線」の 3 ルートはすでに開通していました。MTR は 2000 年に民営化、2007 年に KCR と合併しました。現在は東涌線、將軍澳線、迪士尼線、南港島線も合わせ 7 ルートあります。東涌線は 1998 年の新香港国際空港の開業に合わせ開通、エアポートエクスプレスも同じ路線です。將軍澳線は 2002 年 8 月に開通し香港島と九龍半島を結ぶ 2 本目の路線となりました。迪士尼線は 2005 年の香港ディズニーランド開業に合わせ開通しました。そして香港島南部の開発も進み、2016 年末には南港島線の東側が開通しました。

MTR と合併前した KCR はさらに歴史は長く、九廣鐵路(KCR) は、その名の通り香港の九龍と中国の広州を結んでいた鉄道路線です。1910 年 10 月開業しました。尖沙咀のpromenadeに今も残されている時計塔は、当初 KCR の香港側の発着駅であった尖沙咀駅が、1975 年にホンナム駅に移されるため取り壊された際、保護団体と協議の末に唯一保存されたものです。かつて九龍～広州は直通でしたが、1949 年に中華人民共和国が設立し、国境が出来たため香港側はホンナム～羅湖、中国側は深セン～広州に分かれました。





その後、1979年に直通運転が再開され、香港～広州、上海、北京までが直通となりました。さらにKCRは1988年より軽便鐵路(ライトレール)を開業しました。従来の路線を九広東鐵とするのに対し、2003年に九広西鐵、2004年に九広馬鐵、というようにKCRは主に郊外路線を開発しました。そして経営効率化のため2007年12月、MTRによりKCRが吸収合併され現在に至ります。

#### <路面電車(トラム)>

1904年に開業した香港島の路面電車(トラム)は、香港島の市街地を東西に結ぶ重要な交通機関で現在もなお現役で活躍しています。2階建て車両には様々なラッピング広告が施され、人々の目を楽しませます。開業当初は1階建てでしたが1912年より2階建て車両が登場しました。1949年製のレトロな緑色の120号車両、臙脂色で2階がオープンデッキとなって電飾が付いている68号車両は、貸切が可能でイベントやパーティに利用することができます。トラムは市民の足であると共に観光客からの人気も高い乗り物です。

#### <ピークトラム>

百万ドルの夜景を見にビクトリアピークへ登る際に欠かせないピークトラムは、1888年開業でトラムよりも長い歴史があります。高級住宅地として知られているピークですが、まだそれほど人が住んでいない時代、スコットランド人の実業家により住宅地開発のためにピークトラムが導入されました。当初は蒸気機関で、1926年から電動式に変わります。現在のピークトラムは第六世代の車両で、従来の定員120人から210人に増加しました。いつの時代も最新の技術を用いて改良されながら、歴史が紡がれていきます。

#### 香港マイツビジネスコンサルティング

##### 会社概要:

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

—お問い合わせ先—

##### 事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,  
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,  
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : [cs@myts.com.hk](mailto:cs@myts.com.hk)

URL : <http://www.myts.co.jp>

～日本語で読める韓国「最新経済情勢」「最新人事・労務・労働市場情報」「新規進出企業のためになる情報」～

### 【直近5年間の韓国のFDIの動向】

スターシア（マイツグループ中国・アジア進出支援機構支援メンバー）

公認会計士 申原 侑祐氏

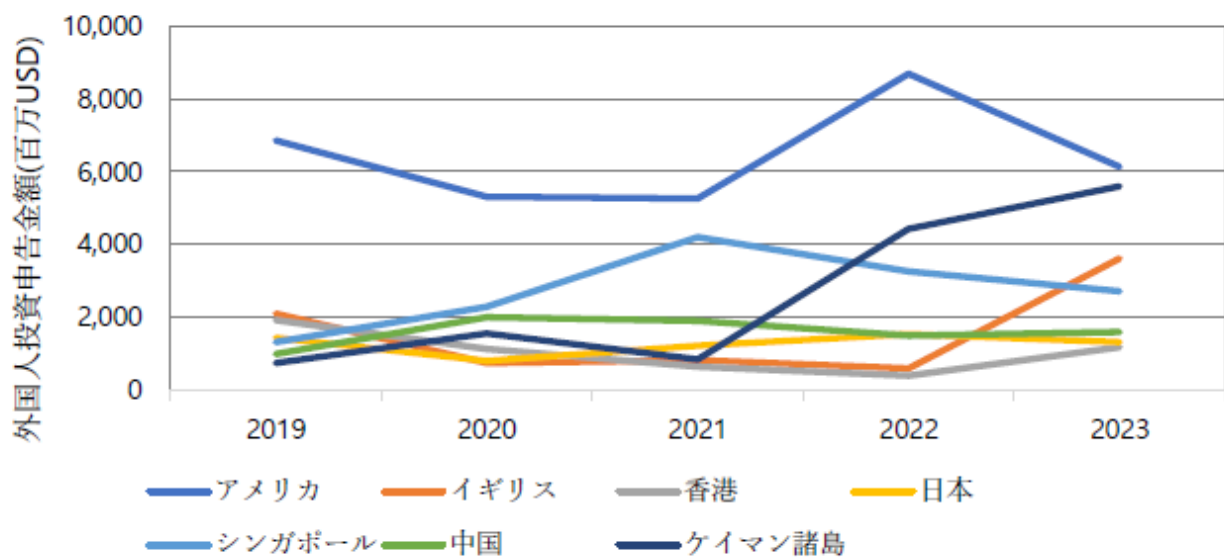
外国人又は、外国企業が韓国に投資を行う際に、一定の条件(投資人1人に対し、投資額1億ウォン及び持分率が10%以上)を満たす場合には、外国人投資促進法による外国人投資企業として登録可能となります。外国人投資促進法とは、外国為替取引法のうち、外資の誘致や支援を目的として定められた特別法の地位にあります。外国人投資申告を行い、外国人投資企業として登録された場合、この外国人投資促進法の適用が受けられます。

2023年度の外国人投資申告の実績としては、申告件数が3,455件、申告金額が32,718百万USDであり、前年度と比較すると、申告件数が(-)11件、申告金額が(+ )2,273百万USDでした。

過去の外国人投資申告のデータのうち、継続して申告金額がトップ層に位置している主要7か国の、過去5年間の外国人投資申告金額の推移は、下記表の通りです。

下記表によると、2020年、2021年には、コロナウイルスの影響もあり、全体的に外国人投資申告金額が減少していますが、2022年には、特にアメリカとケイマン諸島からの投資金額が大きく増加しました。2023年度の全体に対する比率はおおよそ、アメリカが19%、ケイマン諸島が17%、イギリスが11%、シンガポールが8%、中国が5%、日本・香港がそれぞれ4%となっており、上位7か国が全体の約68%を占めています。日本から韓国への外国人投資件数及び金額の過去5年間の平均は、申告件数が204件、申告金額が1,253百万USDであるため、毎年約1,851億円相当(2024年1月31日為替レート手適用)の投資金額が、外国人投資として申告されています。日本からの投資のうち、一定の条件に満たず、外国人投資申告を行わない場合もあるため、全体の投資金額はこれ以上になることが予想されます。

### 主要国別過去5年間の外国人投資申告金額推移



日本から韓国へ投資する際に、上記の情報を是非ご参考になさってください。

スターシアグループ

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

---

日韓に拠点を置き、日本企業の韓国進出及び韓国企業の日本進出と、日韓双方向の進出支援を行っております。

主な業務として日韓の拠点設立及びセットアップ支援、設立後の会計税務顧問、税務サービス、FAS業務、日韓 M&A アドバイザリー業務等を日系企業及び韓国企業に提供しております。

---

スターシアグループ

URL : <http://www.starsia.co.jp/>

問い合わせ先 : [info@starsia.co.jp](mailto:info@starsia.co.jp)

## 2023 年度個人所得税の確定申告の説明 ～外国籍駐在員に確定申告を要する ケースは限定的ながら、(中国籍等には) 専項附加控除額の増額などの変更もあり～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

3月に入り、2023年度の個人/企業所得税の確定申告、年度報告を行うべき時期となりました(各種年度報告の説明や期限は2023年3月号「上海通信」を参照のこと<sup>i)</sup>)。2019年1月に改正施行された個人所得税法<sup>ii)</sup>等により、居住者に対する納税方法が変更され、更に外国籍人員には通常、中国籍人員より有利な免税措置の享受が可能であり、中国籍人員のように各種の専項附加控除を用いて確定申告により税額還付を受ける例が少ない為、外国籍人員に確定申告が必要なケースは大幅に減少しました。しかし依然、一定の条件下では確定申告を要します。更に中国籍駐在員の増加も踏まえつつ、本稿では「2023年度個人所得税総合所得の確定申告事項に関する公告」(以下“2024年第2号公告”と表記)<sup>iii)</sup>をベースに確定申告制度の概要や確定申告を要する状況、留意事項を説明します。

### 1. 2024年第2号公告の概要

個人所得税法等の改正により「個人所得税総合所得確定申告にかかる関連政策問題の公告」<sup>iv)</sup>の公布後、毎年、確定申告の関連事項の公告が、前年を踏襲しつつも税法上の変更を適宜反映して公布されています。2024年第2号公告では、まず、税法等に則り、確定申告期間を 2023年3月1日から6月30日(駐在員など、中国国内で“住所が無い”納税者は3月1日以前に出国する場合、出国前の確定申告が必要) と規定しています。

一方、税法上の変更点の反映として、主対象が中国籍人員とはなるものの、国家税務総局公告2023年第14号により以下に変更されました<sup>v)</sup>。

▶3歳以下の乳幼児扶養費及び子女教育費:

(1,000元→)2023年1月より2,000元/月/一人

▶高齢者扶養費:(2,000元→)〃3,000元/月

(非“一人っ子”(1,000元)→1,500元)

更に、駐在員にも関連し得る変更点として、もし“ (現地法人など)勤務先にて当該確定申告の代行を行う場合、駐在員など納税人は勤務先と(確定申告年の)4月30日までに書面等での委託関係の確認を行う“との これまでの条項が削除されており、双方に手続き的な猶予が生じた等の変更点も見受けられます<sup>vi)</sup>。

また、その他の同公告のその他概要は以下(1)、(2)等となります。

(1) 未還付(還付請求)税額/未納付(追加納)税額

の計算式:

未還付/未納付税額=

[(総合所得収入額-60,000元(基礎控除)-  
(三保険一金等)専項控除額-(子女教育等)  
専項附加控除額-法律により確定した他の控  
除額-条件に合致する公益慈善事業贈与額)  
×適用税率-速算控除額]-予納税額

(2) 確定申告の要否の判断基準:

次頁の表1により、以下の いずれかに該当すれば確定申告が必要です。従い、追納の必要があっても給与所得等の総合所得収入が12万円を超えないか、12万円超であっても追納額が400元以上で無ければ確定申告は不要となります。一方、還付は納税額>納付税額であれば還付申請が可能です。

**表 1: 確定申告の申請要件**

- (1) 予納税額が確定申告の納付税額を上回り、  
且つ税金還付を申請予定の場合
- (2) 2023 年の総合所得収入が 12 万円を上回り、且  
つ追納税額が 400 円以上の場合
- (適用すべき所得項目の錯誤、源泉徴収義務者の  
未履行による総合所得の過少申告又は無申告の  
場合も必要)

現地法人の中国籍スタッフの場合、子女教育費や住宅家賃等の専項附加控除を用いて税額還付の確定申告を行う例も散見されます。

一方、外国籍人員の場合、当該費用には**外国籍の免税措置の優遇政策<sup>vii</sup>の適用が通常、大幅に有利**です。更に国籍を問わず、居住者として月次申告する場合には、累計予納方式（“当月までの課税所得合計から算出した税額”から“前月までに納付した税額の合計”を控除した税額を納付する）を、**謂わば、毎月、年末調整をして納税**します。従い、**外国籍駐在員に確定申告が生じる状況は限定的**と考えます。

但し、**中国籍の場合には駐在員且つ日本の永住権を取得済であっても、原則、当該免税措置が享受できない建付けです<sup>viii</sup>。**

従い、手取り保証等では外国籍より給与総支給額が多くなる可能性なども勘案し、必要に応じて、所在地税務当局への確認や、現地法人との給与負担割合の検討など、外国籍と同等以上の事前確認や調整が不可欠と考えます。

## 2. 駐在員に確定申告の必要となる状況

上述の通り、外国籍人員の場合、確定申告が生じる状況は限定的ながら、以下等の着任時や各年初に税務当局にて登録した<居住者⇄非居住者>のステータスに変更が生じ、確定申告が必要なケースがあり得ます<sup>ix</sup>。

### ■ケース 1: 非居住者として納税を開始したものの、居住者となった場合:

改正個人所得税法では外国籍など“住所の無い個人”が年間の中国国内居住日数が歴年で満 183 日以上に達すれば居住者と判定され、上記 1-(1)式の通り、課税所得から年間基礎控除 60,000 円を控除します。一方、非居住者の場合、上述の累計予納方式ではなく月次納税申告、且つ基礎控除は月額 5,000 円です。また年 1 回性賞与の特例措置(年 1 回に限定して月額按分後の税率と速算控除の適用が可能)も、居住者の 12 か月按分に対し非居住者は 6 か月按分となる等、**居住者は税法上より有利**と言えます。

従い、**初回申告の際、“非居住者個人”として登録し、満 183 日以上**の居住日数となった場合などが該当しますが、この場合には、一納税年度内において税額源泉徴収方法は変更できない為、年度終了後に居住者個人に関連する規定に基づいて確定申告を行うこととなり、**年度終了後(すなわち前年度であれば現時点で)“居住者個人”として確定申告を行い、税額還付を受けることが可能**です。

### ■ケース 2: 居住者として納税を開始したものの、非居住者となった場合:

上記とは逆に、外国籍など“住所の無い”駐在員が“居住者個人”として(2023 年度に)登録し納税申告していたものの、帰任等により 183 日未満の中国国内居住日数となれば“非居住者個人”と判定されます。この場合、**居住者の条件に達しない日から年度終了後の 15 日以内までに、非居住者として納付税額を改めて計算し申告し、税額を追納**します。**実務的には、帰任日と最終納税時(給与支給月の翌月 15 日まで)に若干のタイムラグが生じ、後者の時点で精算納付を行う形**と思われます。

また、上記のケース 1 にて、居住者のステータス後、当該年度中に当該個人が中国を出国し且つ当年度内に再度中国に入国しないと判断される場合には、出国前の確定申告を選択できます。

次に、確定申告を行う場合ですが、**中国籍人員**では**専項附加控除**（重大疾病医療費や住宅家賃、住宅ローン等）の個人事情に負うことが多く、また**携帯アプリケーション（APP）**での**確定申告**が多見されます。

一方、駐在員の確定申告は、上記の居住者⇄非居住者のステータス変更の事例が中心ですが、居住者と非居住者では上述の税額計算方式に加えて、申告実務等が異なることも有り、**現地法人による代理納付**（中国マイツグループ等の）**税務専門サービス会社への納税代行委託**のケースが一般的です。

### 3. 留意事項

上記の通り、外国籍人員の場合、**確定申告を要する状況は限定的**と考えますが、**特に着任や帰任時には注意**を要します。また、中国籍駐在員の場合、例え日本の永住権や在留カードを有していても、中国税法上の“住所のある”居住者個人として“全世界所得に対して課税”や上記の“外国籍の免税措置が適用されない”等の**外国籍駐在員とは異なる可能性や取扱いを踏まえ、駐在員と同等以上の事前の確認と調整が必要**と考えます。

- vi 為参考 URL は右記の通り。URL: [关于《国家税务总局关于办理2023年度个人所得税综合所得汇算清缴事项的公告》的解读 \(chinatax.gov.cn\)](#)
- vii 財政部 稅務總局公告 2023 年第 29 号及び上海通信 2023 年 9 日増刊号を参照のこと。  
また、同公告の原文は右記 URL の通り。URL: [关于延续实施外籍个人有关津补贴个人所得税政策的公告 \(mof.gov.cn\)](#)
- viii 一方で、社会保険では企業駐在員として日本人と同等の待遇享受が可能。FYI: [日本の事業所に雇用されている外国籍の人が協定相手国に一時派遣される場合であっても、日本人と同様に扱われるのですか。 | 日本年金機構 \(nenkin.go.jp\)](#)
- ix 両ケースとも、財政部・稅務總局公告 2019 年第 35 号を参照のこと。

<sup>i</sup> 上海通信を含むマイツグループニュースレターは右記 URL の通り。

URL: [ニュースレター アーカイブ | 株式会社マイツ \(myts.co.jp\)](#)

<sup>ii</sup> 同法の原文は右記 URL を参照のこと。URL: [中华人民共和国个人所得税法 国家税务总局 \(chinatax.gov.cn\)](#)

<sup>iii</sup> 原文は右記 URL を参照のこと。URL: [国家税务总局政策法规库 \(chinatax.gov.cn\)](#)

<sup>iv</sup> 原文は右記 URL を参照のこと。URL: [关于个人所得税综合所得汇算清缴涉及有关政策问题的公告 \(chinatax.gov.cn\)](#)

<sup>v</sup> 同公告の原文は右記 URL の通り。URL: [国家税务总局关于贯彻执行提高个人所得税有关专项附加扣除标准政策的公告 \(chinatax.gov.cn\)](#)

### マイツグループ

日本国内に 3 拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email: [yshinoha@myts.co.jp](mailto:yshinoha@myts.co.jp)

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。